

令和4年度

久米島町一般会計補正予算書
(第6号)

沖縄県島尻郡久米島町

議案第 4 1 号

令和 4 年度久米島町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度久米島町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 9, 0 9 5 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 5 9 3, 5 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日 提出

久 米 島 町 長 桃 原 秀 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円、△は減

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		540,557	20,395	560,952
	1. 繰入金	540,557	20,395	560,952
22. 町債		648,399	108,700	757,099
	1. 町債	648,399	108,700	757,099
歳 入 合 計		9,464,425	129,095	9,593,520

歳 出

単位：千円、△は減

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		711,766	129,095	840,861
	1. 保健衛生費	276,534	129,095	405,629
歳 出 合 計		9,464,425	129,095	9,593,520

総括

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

単位：千円、△は減

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	540,557	20,395	560,952
22. 町債	648,399	108,700	757,099
歳 入 合 計	9,464,425	129,095	9,593,520

(歳 出)

単位：千円、△は減

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 衛生費	711,766	129,095	840,861	0	108,700	0	20,395
歳 出 合 計	9,464,425	129,095	9,593,520	0	108,700	0	20,395

歳入 7ページ

歳出 8ページ

2 歳 入

(款) 19. 繰入金 (項) 1. 繰入金

単位：千円、△は減

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	269,755	20,395	290,150	1. 財政調整基金繰入金	20,395	財政調整基金繰入金 20,395
計	540,557	20,395	560,952			

(款) 22. 町債 (項) 1. 町債

2. 衛生債	101,200	108,700	209,900	1. 過疎対策事業債	108,700	仲里歯科診療所改修事業 73,400 歯科診療所医療機器更新事業 35,300
計	648,399	108,700	757,099			

3 歳 出

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

単位：千円、△は減

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 予防費	79, 339	129, 095	208, 434		108, 700		20, 395	8. 旅費	362	14 歯科保健事業 129, 095
								12. 委託料	2, 306	旅費 362
								14. 工事請負費	75, 050	普通旅費 362
								17. 備品購入費	51, 377	委託料 2, 306
										仲里歯科診療所改修工事施工監理業務委託 2, 306
										工事請負費 75, 050
										仲里歯科診療所改修工事 75, 050
										備品購入費 51, 377
									仲里歯科診療所備品 51, 377	
										◎ 町債 108, 700
										仲里歯科診療所改修事業 73, 400
										歯科診療所医療機器更新事業 35, 300
計	276, 534	129, 095	405, 629		108, 700		20, 395			

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
歯 科 保 健 事 業	令和 5 年度	129,095

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	補正後の限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業 債	560,900	669,600	(借 入 方 法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借 入 時 期) 令和4年度。ただし、事業その他都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還期間は措置期間を含め、30年以内とする。 償還方法は元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を変更し、又は借り換えることができる。
辺 地 対 策 事 業 債	20,400	20,400			
一 般 単 独 事 業 債	31,400	31,400			
臨 時 財 政 対 策 債	35,699	35,699			
計	648,399	757,099			